



合法木材確認義務化？

2017(平成 29)年 5 月、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(グリーンウッド法)がスタートしました。毎年同法律の説明普及のための講習会が開かれていますが、昨年 12 月にも「合法木材や木質バイオマスに関わる認定や普及に関するセミナー」が実施されました。違法伐採に端を発する、木材の不当廉売や環境破壊を防ぐために、合法木材であることの確認が努力目標として求められていましたが、今国会で 2 月下旬には改正案が提出され、確認を義務化するようです。即ち、林業者から丸太を購入する事業者や海外から丸太や製品を輸入する事業者に ①合法性の確認 ②記録の保存 ③情報の伝達 を義務化するそうです。また、伐採・販売を手掛ける事業者にも伐採届などの情報を提供する事も義務化する。事業者が着実に義務を履行するように、勧告や命令を発令し、命令違反に対する罰則なども規定されます。一定規模以上の川上・水際事業者に対しては、定期報告も求められる。施行は公布後 2 年以内となるようです。

この制度は木材・建材・家具・パルプ紙など、木材を原料とする物まで含み、日常生活にも関連がありそうです。

裁判手続きも IT 化！

裁判手続きが WEB 会議で行われるようになった事をご存じでしたか？新型コロナウイルス感染拡大により、民事裁判も裁判期日の延期が余儀なくされていました。交通事故等、不法行為による損害賠償請求などは判決時利息が付される事案がある事から裁判の進行が遅れる事で当事者の利益が害される恐れがありました。そこで従前から計画されていた裁判手続きの IT 化が前倒しされたそうです。日程調整がやりやすくなり、県外での裁判では出張の必要が無くなり、裁判期間の短縮につながり、当事者の負担が軽減されるようです。裁判になるようなトラブルは、なるべく関わりたくないものの、こういう情報は知っていた方が得ですよ。

【情報】

「鹿児島県木材協同組合連合会 60 周年」記念式典が行われます！

昭和 37 年 3 月、鹿児島県木材協同組合が創立されてから 60 年が過ぎました。

この間多くの先輩方の努力で、木材産業の振興と木材産業従事者の地位向上を目指してまいりましたが、ここ十数年は低迷の一途を辿ってきました。昨今のウッドショックのお蔭で、原木価格が 30 年程前の価格に戻ってきました。この機会に、更なる会員の地位向上を目指す為、連帯意識を強化し、組合の活動を広く理解いただくべく

2 月 10 日 (金) 記念式典が行われます。

【定休日】

2 月は 3, 4, 11, 12, 18, 19, 25, 26 日

3 月は 3, 11, 12, 18, 19, 25, 26 日となります

宜しくお願いします



木材会館 (東開町)